

令和8年度千葉県立病院の経営改革検討支援業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度千葉県立病院の経営改革検討支援業務

2. 目的

県立病院の厳しい経営状況を踏まえ、県立病院として必要な医療提供体制を維持していくためには、病院経営に関する抜本的な改革について検討を進めていく必要があることから、令和7年度に「千葉県立病院経営改革検討会議」（以下、「検討会議」と言う。）を創設したところである。

令和7年度は検討会議を2回開催し、県立病院の現状等について委員に説明し、委員から意見を聴取したところであるが、令和8年度は県立病院の課題と今後の方向性について委員からの意見を取りまとめ、報告書を作成する必要があることから、引き続き県立病院の経営改革検討に係る基礎資料の作成及び検討会議の運営支援、報告書の作成を委託する。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4. 業務の概要

(1) 総則

受託者は、上記2に記載した目的を理解した上で、業務にあたるものとする。

また、受託者は、県立病院の経営改革策に向けた検討会議に係る以下の業務について企画立案支援を行うこと。なお、支援にあたっては、千葉県立病院経営強化プランや千葉県保健医療計画、関連する法令・制度、国の動向、他の公立病院の経営状況等を常に把握した上で、支援を行うこと。

(2) 業務内容

ア 経営改革検討に係る基礎資料の作成

受託者は県立病院の経営状況や他団体における公立病院に関する議論の経緯等について分析した上で、検討会議における抜本的な経営改革に関する議論の活発化に必要な資料、及び、検討会議における出席委員からの質問に回答するための資料を作成すること。

経営改革の検討にあたっては、例えば以下に示す内容にて検討を行うことが想定される。なお、以下の内容の他に必要と思われる項目を提案することを妨げない。

【例】

- ① 効率的な運営（給与費、減価償却費（医療機器）等の検証）
- ② 担うべき役割（将来的な医療提供体制、最適な経営形態等）

イ 検討会議の運営支援

経営改革策検討は、別に設置している検討会議の意見等を踏まえ実施するものであり、以下の項目に留意しながら、会議の運営にあたること。

- ① 受託者は、千葉県病院局とともに検討会議の運営を行う。受託者は、会場の確保、事前の会議資料の作成及び会議での説明（会議構成員への事前説明を含む）、会議当日の運営（オンラインと対面のハイブリッド形式を予定）、議事概要及び議事録の

作成を行う。なお、検討会議は契約期間中に3～4回程度行うことを予定している。

- ② 本業務は、原則として本仕様書に基づき実施するものであるが、検討会議の意見等を踏まえ、千葉県病院局と受託者との協議により、適宜業務内容を変更することがある。

ウ 検討会議報告書の作成

検討会議での議論を踏まえ、「千葉県立病院経営改革検討会議報告書」を作成すること。

5. 成果品及び提出期限

(1) 成果品

- ①各種分析資料、分析データ、改善案、各種説明資料、議事録、対応記録等
- ②検討会議報告書
- ③上記①及び②の電子データ（PDF ファイル及びMS ワード、MS エクセル、MS パワーポイント形式もしくはこれらのいずれかと互換性のある形式）

(2) 提出期限

令和8年11月30日まで

6. 受託者の責務・留意事項

本業務の実施にあたっては、下記の事項に留意する。

- (1) 本業務の実施にあたり必要な経費の一切は、受託者がこれを負担する。なお、検討会議の開催に要する経費のうち、会場使用料（付帯設備含む）及び会議構成員への謝金・旅費・食糧費については、千葉県病院局が負担する。
- (2) 受託者は、本仕様書による業務の遂行が困難となった場合には、直ちに書面をもって千葉県病院局に申し出を行い、千葉県病院局の指示に従う。
- (3) 受託者は、本業務の内容及び千葉県病院局の意図を十分に理解し、手戻りの無いよう留意するとともに、必要に応じ千葉県病院局及び検討会議の構成員と協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。また、連絡事項についても同様に受託者が記録し、同様に確認を得るものとする。
- (4) 受託者は、千葉県病院局の求めがあった場合、受託事業の進捗状況を速やかに書面で報告するものとする。
- (5) 受託者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、千葉県病院局の事務に関する機密事項等を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたって入手した千葉県病院局の著作物を、千葉県病院局の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (7) 受託者は、千葉県病院局があらかじめ書面で承認した場合を除き、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (8) 本業務において千葉県病院局が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこととする。
- (9) 本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用等の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (10) 受託者は、本業務終了後においても、その内容や成果物について千葉県病院局から照会があった場合には、これに協力するものとする。

- (11) 本業務で得た成果品等についての著作権は、すべて千葉県病院局に帰属するものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上決定する。